



# 鳥取県公報

平成18年6月13日(火)  
第7795号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (410) (指導管理室) ..... 1
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (411) (＃) ..... 2
	開発行為に関する工事の完了 (412) (東部総合事務所生活環境局) ..... 2
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (413) (日野総合事務所福祉保健局) ..... 2
	介護老人保健施設の開設の許可 (414) (＃) ..... 3
	鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金 (415) (障害福祉課) ..... 3
	家畜伝染病の発生 (416) (畜産課) ..... 3
	国土調査の成果の認証 (417) (耕地課) ..... 4
	保安林の指定の解除予定 (418) (森林保全課) ..... 4
病院局告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (3) (総務課) ..... 5
公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) ..... 5

## 告 示

### 鳥取県告示第410号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 委任させた事務

鳥取県漁業研修支援助資金貸付規則 (平成12年鳥取県規則第96号) 第12条の規定により返還される貸付金の収納事務

#### 2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

水産振興室長 三木 教立

課長補佐 澤谷 弘道

副主幹 坂本 友明

#### 3 委任期間

平成18年6月15日から平成19年3月31日まで

## 鳥取県告示第411号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成18年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成18年6月11日	鳥取市江津730	株式会社山陰合同銀行 県立中央病院出張所

## 鳥取県告示第412号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成18年6月13日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成18年1月30日 鳥取県指令第200500109622号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
岩美郡岩美町大字浦富字宮路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥根県益田市本郷町206-5  
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正

## 鳥取県告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月13日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
日野病院組合 管理者 景山享弘	日野郡日野町野田 332	介護老人保健 施設あやめ	日野郡江府町大字 武庫475	短期入所療養 介護、通所リ ハビリテーショ ン	平成18年6月1日

**鳥取県告示第414号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月13日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
日野病院組合 管理者 景山享弘	日野郡日野町野田 332	介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字武庫475	平成18年6月1日

**鳥取県告示第415号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第9条第3項の規定に基づき、鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用に係る利用料金を次のとおり承認し、平成18年4月1日から適用したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 利用料金

## (1) 食事の提供に係る利用料

入所利用 (1日当たり)	短期入所利用(1食当たり)		
	朝 食	昼 食	夕 食
1,580円	280円	650円	650円

## (2) 光熱水費に係る利用料（入所利用者に限る。）

1日につき327円

## (3) 温泉利用に係る利用料（入所利用者に限る。）

1月につき600円

## (4) 在園証明書等発行に係る利用料

1通につき200円

## (5) 預り金の管理に係る利用料（入所利用者で希望する者に限る。）

1月につき200円

## 2 承認年月日

平成18年3月31日

**鳥取県告示第416号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患畜	2	東伯郡琴浦町大字金屋	平成18年5月23日

**鳥取県告示第417号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
湯 梨 浜 町	平成16年度から 平成17年度まで	湯梨浜町（大字龍島及び大字旭の全部並びに大字松崎、大字中興寺及び大字藤津の各一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字龍島及び大字旭の全部並びに大字松崎、大字中興寺及び大字藤津の各一部	平成18年6月13日
”	”	湯梨浜町（大字田畑、大字久見、大字中興寺、大字引地、大字小鹿谷及び大字松崎の各一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字田畑、大字久見、大字中興寺、大字引地、大字小鹿谷及び大字松崎の各一部	”
江 府 町	”	江府町（大字助澤の一部）の地籍図及び地籍簿	江府町大字助澤の一部	”

**鳥取県告示第418号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市浜坂字伴山1325の2
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 病 院 局 告 示

### 鳥取県病院局告示第3号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第13条の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月13日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
職員採用選考試験（医療技術職）事務	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知の日から1月間	病院局総務課

なお、試験種目ごとの得点及び合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点をそれぞれ100点満点に換算した得点によるものとする。

## 公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成18年6月13日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2級

2 実施日時

平成18年9月16日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター2階

4 受検定員

5名程度

5 検定の内容

（1）学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成18年8月10日(木)から同月16日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の日の午前8時30分から午後5時30分まで

8 検定申請書の提出先等

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し))

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを証する書面(所定の様式によること。)

(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成18年6月13日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2級

2 実施日時

平成18年9月27日(水)午前9時から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成18年7月24日(月)から同年8月4日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の日の午前8時30分から午後5時30分まで

8 検定申請書の提出先等

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は申請期間の途中であつても締め切る。また、郵送による検定申請書の提出は、認めない。

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し))

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを証する書面(所定の様式によること。)

(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

